

福祉除雪事業の 見直し素案について

札幌市保健福祉局
札幌市社会福祉協議会

令和7年9月

1 福祉除雪事業の概要

(1) 「福祉除雪事業」とは

冬期間の自力での除雪が困難な世帯に対して、地域のボランティアである地域協力員が道路に面した出入口部分などの除雪作業を行うとともに、必要に応じて、安否確認を行うことにより、地域での安心した暮らしを支援する事業です。

札幌市と札幌市社会福祉協議会が共同で実施しています。

(2) 利用対象世帯

利用世帯要件	道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500m以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当するもののうち、自力で除雪が困難と認められる世帯 ・ <u>70歳以上の方</u> または重度(1級及び2級)の身体障がいのある方のみで構成される世帯 ・ 札幌市社会福祉協議会が特に必要と認めた世帯
負担金	・ 市民税課税世帯 10,000円 ・ 市民税非課税世帯 5,000円 ・ 生活保護世帯 無料

(3) 地域協力員

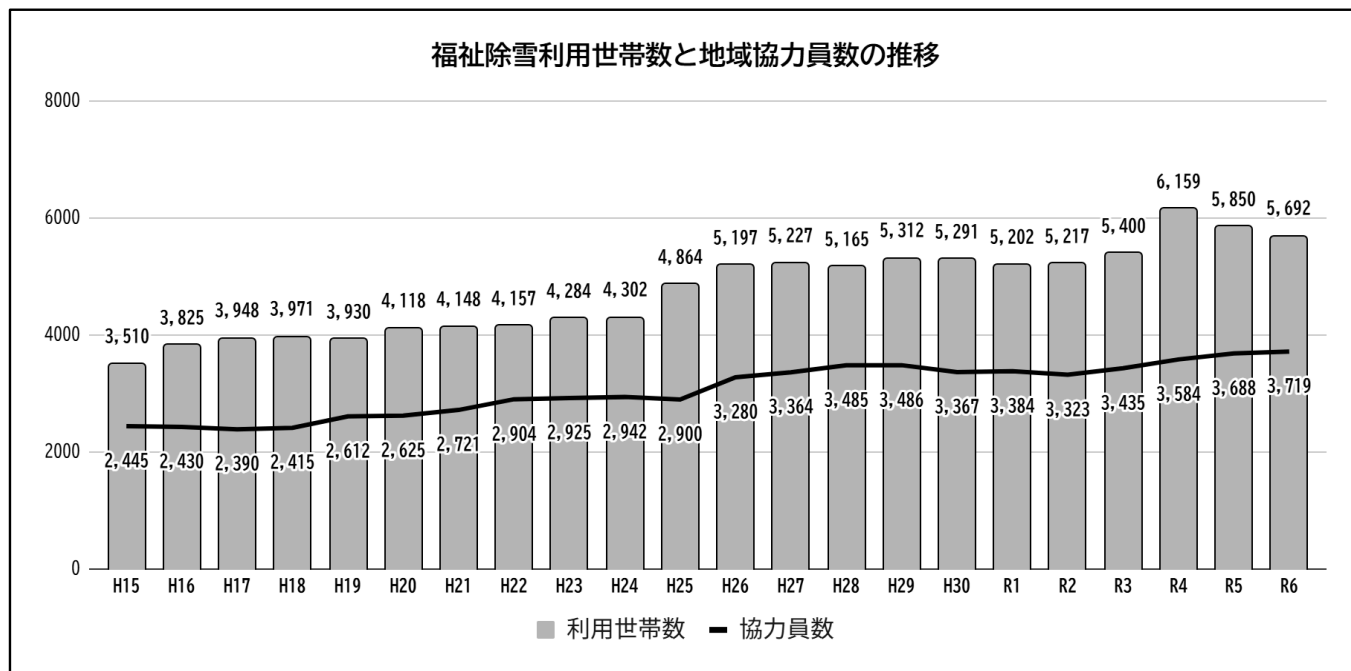
活動内容	除雪期間：12月1日～3月20日 除雪内容：道路に面した出入口部分は幅1.5m、出入口から玄関までは幅80cmの範囲で除雪(排雪は行わない) 活 動 日：市の生活道路の新雪除雪が行われた日(概ね10cm以上の降雪)の翌日12時頃までに除雪を実施 ※過去10年の平均の除雪回数：17回 見 守 り：作業終了の通知の投函や要望に応じた声掛け、異変を感じた際の区社会福祉協議会への通報等
主な担い手	ボランティア、町内会等地域団体、企業、災害防止協力会、NPO団体 など
活動費	1シーズン1世帯につき21,000円を実費弁償として支給



2 見直しの背景

福祉除雪事業は、事業開始から20年余りが経過しており、高齢化の進行等に伴い利用世帯数の増加や地域協力員の担い手不足、事業費用の増加等様々な課題を抱えています。

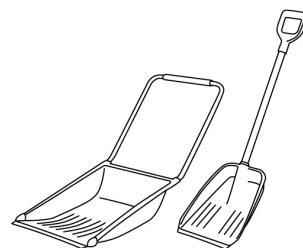
令和4年度に実施した地域へのアンケートでは、「元気な方が事業を利用してる」「協力員の高齢化が問題」「協力員の担い手不足により利用世帯のマッチングが難しい」といった声が寄せられており、事業継続には利用世帯要件の見直しや地域協力員確保の取組が必要であることが明らかとなりました。



利用世帯数は、現状の利用世帯要件のまま推移すると令和22年度には約8,900世帯になる見通しです。

広報活動の強化等によって、現状では地域協力員数も増加傾向にありますが、70歳以上の地域協力員が多いことから、今後、リタイアされる方が増加すると考えられ、結果として地域協力員の伸びは利用世帯数の伸びを下回る見通しとなっております。

【参考】地域協力員年齢構成（令和6年度）	
40歳以下	11.7%
50歳代	6.4%
60歳代	13.7%
70歳代	51.5%
80歳代	16.6%



3 福祉除雪事業の制度検証について

前述の背景をもとに、福祉除雪事業の検証を行うため、令和6年3月から令和7年3月までの間に計5回、札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を開催しました。分科会では福祉除雪事業を今後も持続可能な事業としていくため、有識者から様々なご意見をいただきました。

●分科会からいただいたご意見

- 現行の利用要件については、年齢を主な要件としているので、必ずしも除雪が困難な世帯が利用しているとは言えない状況である。
- 除雪の困難状況をより適切に判断するためには、これまでの年齢に変えて要介護度の導入を検討してはどうか。
- 地域協力員のモチベーションを向上し、新たな地域協力員を獲得するためには、インセンティブの強化が必要ではないか。

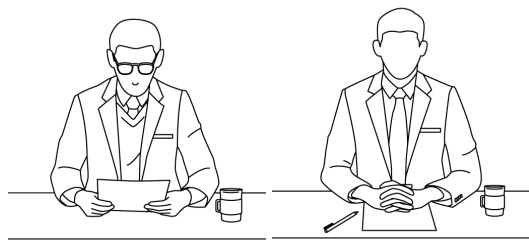


これらの分科会からいただいた意見を踏まえ、札幌市社会福祉協議会とともに「福祉除雪事業の見直し素案」を次ページのとおり作成しました。

福祉除雪事業の見直しにかかる札幌市社会福祉審議会の検討状況や資料につきましては、以下の札幌市公式ホームページにて公開しております。

- ・札幌市公式ホームページ「福祉除雪事業の検討に係る札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会の開催状況」

URL : <https://www.city.sapporo.jp/fukushijosetsu/bunkakai.html>



下記のQRコードからアクセスしてください。



4 福祉除雪事業の見直し素案

(1) 利用世帯要件の変更について

利用世帯要件の変更に関しては、身体状況や、世帯の除雪の困難状況をより適切に判断する指標とするため、これまでの年齢の要件に変えて令和8年度から要介護度を導入します。

新たな利用世帯要件(案)

道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500m以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の(1)～(4)のいずれかの要件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯または、(※)前年度福祉除雪を利用し要件に変動が無い世帯

(※)要件変更に伴い、前年までの事業利用世帯が利用できなくなることを防ぐ措置

- (1)要介護1以上または重度(1・2級)の身体障がいのある方
- (2)要支援1・2または介護予防・生活支援サービス事業の対象者で介護保険サービスを継続して利用している方
- (3)(1)に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる70歳以上の方
- (4)札幌市社会福祉協議会が特に認める方 下線部が変更箇所

(2) 地域協力員活動費の増額について

地域協力員活動費に関しては、除雪に必要な機材等の費用にかかる実費弁償としての性格を有しているため、事業開始当時の消費者物価指数の上昇などを考慮し、地域協力員の満足度や定着率の向上を目的として、令和8年度から増額を行います。

新たな活動費(案)

1世帯につき21,000円 ⇒ 1世帯につき23,000円

● 地域協力員の確保策について

分科会科会からの意見を受け、地域協力員の確保に関する取組についても併せて実施いたします。

地域協力員の確保策(案)

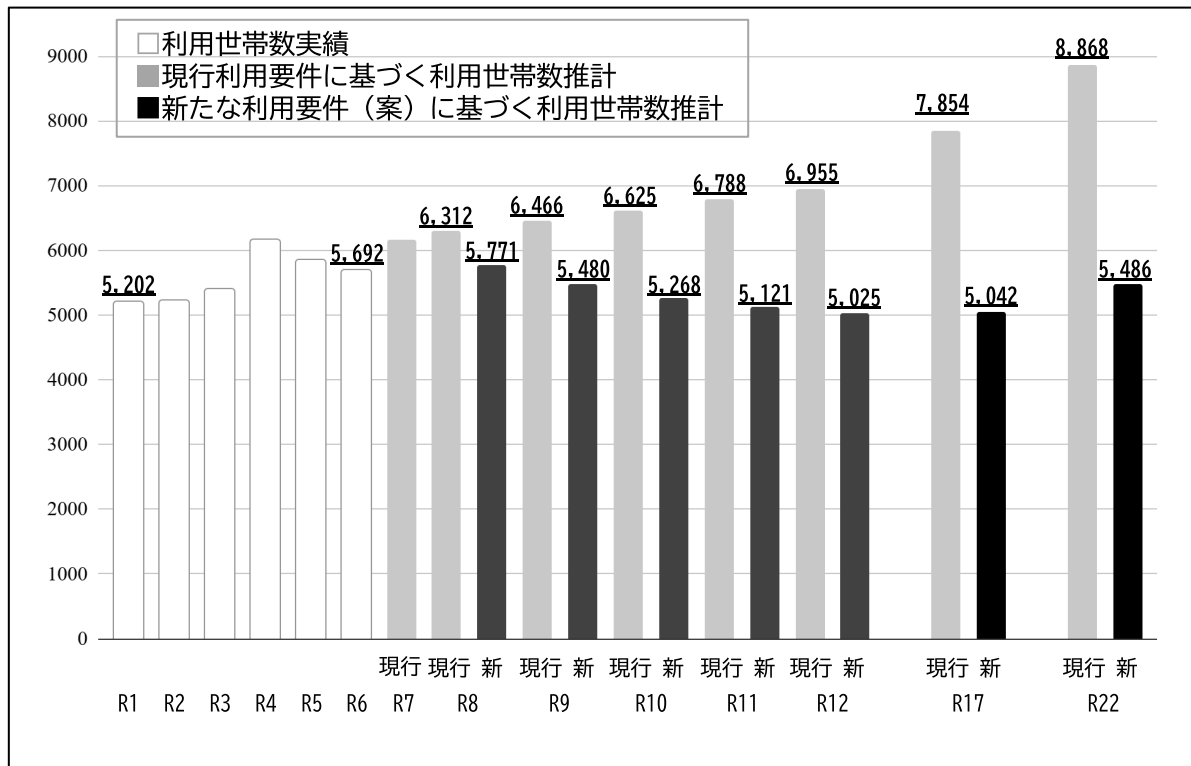
- ・活動インセンティブ増強 ⇒ 協力企業のPR・活動者の表彰
- ・活動負担の軽減 ⇒ 利用者へに対する事業内容の周知徹底
スポット協力員制度(※)の本格導入
(※)通常の協力員が活動できない時に、スポット協力員として登録いただいている方に一時的に代理で活動していただく制度
- ・事業広報の強化継続 ⇒ 若年層・現役世代に向けた募集広報
SNS等新たな広報手段による広報

なお、今回の見直しでは、物価高の影響等を考慮し利用者負担金の見直しは見送ります。(今後、利用世帯数や事業費の変動が想定と乖離した場合等には改めて検討。)

5 新たな利用世帯要件（案）に基づく利用世帯数推計

現行の年齢による利用世帯要件のまま推移すると、利用世帯数は右肩上がりで増加していく見込みとなっています。新たな利用世帯要件へ変更した場合については、令和12年度頃までは緩やかに減少していく見込みとなります。

なお、今回の見直し素案では、前年度福祉除雪の利用世帯で要件に変動が無い世帯は引き続き事業を利用可能としているため、利用世帯数の急激な減少はしない見込みです。



<令和22年度の利用世帯数推計>

- ◆現行の利用要件を継続した場合 ⇒ 8,868世帯
- ◆新たな利用要件に変更した場合 ⇒ 5,486世帯

令和12年度以降は、介護サービス利用者の増加を背景に利用世帯数は増加に転じる見込みですが、現行の利用世帯要件と比べ利用世帯数の伸びが抑えられることが想定され、地域協力員活動費を増額しても、現在と同等程度の予算規模での事業実施が可能となります。

また、地域協力員のモチベーションの維持や広報の強化などを併せて実施していくことによって、安定的な事業運営に必要な地域協力員数を維持し、持続可能な事業としていきます。

6 今後のスケジュール

市民の皆様からいただいたご意見等を踏まえて見直し案を策定し、令和7年度中に議会への報告等を行った上で、令和8年度から見直し後の新たな利用世帯要件等により事業を実施する予定です。